



長野県報

4月18日(月)
令和4年
(2022年)
第297号

目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課).....	2
地方自治法に基づく包括外部監査の事務の補助について(監査委員事務局).....	5

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(財産活用課).....	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課).....	8
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	8



長野県告示第209号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所
上田市鹿教湯温泉寺沢1358の1、1358の2、1359のイ、1359のロ、1361の1から1361の3まで、1362の1、1364の1、1364の2、1365、1366の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第210号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

佐久市望月字古宮1185の1・1186・1237の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字大木1239、1241の1、1241の2、1242の1から1242の3まで、1243の1、1243の2、1244の1から1244の3まで、1245、1246、1247の1、1248、1304の1、1308、1310の1、1310の2、1311の1、1311の2、1312、1320の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大木1242の1（次の図に示す部分に限る。）、1239、1241の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第211号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上田市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第212号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上田市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第213号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北佐久郡軽井沢町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第214号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、松川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第215号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡天龍村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天龍村（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

天龍村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、天龍村（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第216号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年4月18日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小川村（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年4月18日

長野県監査委員

田口敏子

西沢利雄

青木孝子

佐々木祥二

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
宮本和之	東京都日野市大字上田255番地の13
岡本俊也	神奈川県川崎市多摩区登戸新町369 パークサイド登戸2A
中島英明	神奈川県大和市中央林間6丁目7番3号
中沢威明	長野県長野市稲葉1559番地40
川崎要介	長野県松本市庄内2丁目7番32号 サークパスシティ庄内804
高頭貴之	東京都杉並区阿佐ヶ谷北1丁目8番15号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年4月12日から令和5年3月31日まで

監査委員事務局